



# ケアする人を ひとりにさせない 地域共生社会

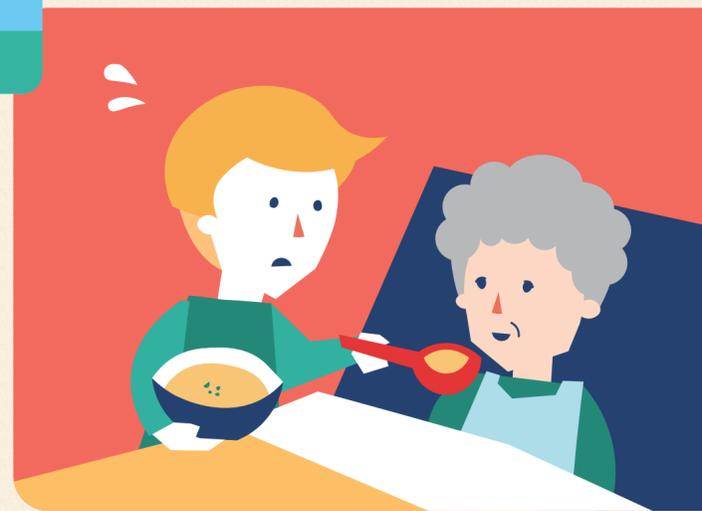
「ケアラー」という言葉を聞いたことがありますか？

ケアラーとは、高齢、障害、疾病などの理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人のことです。

ケアラーのうち18歳未満の人をヤングケアラーといいます。

ケアする人を孤立させないために、正しく理解することが大切です。

知ること、考えることから始めてみませんか？



令和5年4月 栃木県ケアラー支援条例施行

令和6年3月 栃木県ケアラー支援推進計画策定

全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、  
安心して生活することができる地域社会の実現を目指して

相談窓口  
一覧

● 栃木県ケアラー支援特設サイト「とちけあ」

右のQRを読み取るか下記のURLを直接入力

<https://tochicare.pref.tochigi.lg.jp>



気づき、支え合える社会へ

栃木県ケアラー支援

検索